

# 鳥取県障がい者スポーツ協会強化指定選手・団体選考規程

## 1 強化指定選手選考の理念

鳥取県障がい者スポーツ協会は、全国障害者スポーツ大会等の国内大会や、パラリンピック、デフリンピック等の国際大会で活躍できる選手の輩出を目指し、個人・団体競技の強化指定選手を選考し育成する。もって、鳥取県内の障がい競技者人口の増加と競技力の向上に資するものとする。

## 2 強化指定選手選考基準

### 1) A指定選手

【目的】パラリンピック・デフリンピック・Virtusグローバルゲームズでメダル獲得を目指す選手の育成。

【対象種目】パラリンピック・デフリンピックVirtusグローバルゲームズの競技種目

【選考基準】次のいずれかの要件を満たすこと。

- ①中央競技団体から強化指定選手として認定されていること。(ユース、育成等のカテゴリー別を除く。)
- ②直近のパラリンピック・デフリンピック・Virtusグローバルゲームズ・世界選手権・アジアパラ等の国際大会に出場し、入賞していること。(障がい区分のカテゴリーが廃止されている場合を除く。)

### 2) B指定選手

【目的】パラリンピック・デフリンピック・Virtusグローバルゲームズ等で実施されている各競技の国際大会で入賞を目指す選手の育成。

【対象種目】パラリンピック・デフリンピック・Virtusグローバルゲームズの競技種目

【選考基準】次のいずれかの要件を満たすこと。

- ①中央競技団体からユース、育成等のカテゴリー別で強化指定選手として認定されていること。
- ②日本を代表して、過去4年以内にパラリンピック・デフリンピック・Virtusグローバルゲームズ・世界選手権・アジアパラ等の国際大会に出場していること。

### 3) C指定選手

【目的】鳥取県代表として全国規模の大会で活躍できる選手の育成。

【対象種目】鳥取県障がい者スポーツ協会及び鳥取県スポーツ協会に加盟している団体の種目。

【選考基準】次の要件を満たすこと。

- ①鳥取県を代表して、全国大会（全国障害者スポーツ大会を除く）で入賞実績があること。

4) 強化指定選手の総数は原則15名とするが、それを超える場合は選考委員会の総意によって決定する。

## 3 強化指定団体選考基準

【目的】鳥取県代表チームとして全国規模の大会で活躍できる団体の育成。

【対象種目】全国障害者スポーツ大会団体種目。

### 1) A指定団体

【選考基準】過去2年以内に全国障害者スポーツ大会に出場していること。

### 2) B指定団体

【選考基準】過去2年以内に全国障害者スポーツ大会中国・四国ブロック予選会で3位以内に入賞していること。

### 3) C指定団体

【選考基準】過去2年以内に全国障害者スポーツ大会中国・四国ブロック予選会に出場経験があり、ブロック予選突破を目指し強化していること。

## 4 強化指定選手の推薦について

- 1) 推薦者は次のとおりとする。
  - ① (一社) 鳥取県障がい者スポーツ協会の加盟競技団体
  - ② (公財) 鳥取県スポーツ協会の加盟競技団体
  - ③ 中央競技団体登録者が所属する団体(チーム)(①②は除く。)
- 2) 推薦者は選考基準の他次のことも考慮して、県障がい者スポーツ協会へ推薦するものとする。
  - ① 健康上の問題が無く、礼節と規律を遵守するなど、鳥取県を代表するに相応しい資質を有すること。
  - ② 本人の日頃の練習量や練習態度、熱意、将来性等を総合的に勘案して有望な選手であると認められること。
  - ③ 本人及び保護者の了解を得ておくこと。
  - ④ クラス分けのある競技は、該当するクラス(国際・国内)を熟知しておくこと。
- 3) 指定選手の決定は毎年、県障がい者スポーツ協会会長を選考委員長とする選考委員会を設けて審議し決定する。

## 5 強化指定選手の決定

- 1) 強化指定選手・団体の決定は、県障がい者スポーツ協会会長を選考委員長とする選考委員会を設けて審議し、決定する。
- 2) 強化指定選手として決定された後に新たに選考基準を満たすこととなった場合には、会長専決でその指定区分を変更することができる。なお、強化指定選手・団体としてふさわしくないと認められる場合には、選考委員会の審議を経て指定を取り消すことができるものとする。

### 附則

- この規程は平成26年8月20日から施行する。
- この規程は平成26年10月2日から施行する。
- この規程は平成29年5月30日から施行する。
- この規程は平成30年2月19日から施行する。
- この規程は令和2年2月6日から施行する。
- この規程は令和4年3月3日から施行する。
- この規程は令和5年12月13日から施行する。
- この規程は、令和6年2月5日から施行する。
- この規程は、令和7年1月23日から施行する。